

徳島県国民保護計画(H30.6) 新旧対照表

該当ページ	新	旧	変更の内容
目次1～2	<p>第1節 県における組織・体制の整備 第2節 関係機関との連携体制の整備 第3節 通信の確保 第4節 情報収集・提供等の体制整備 第5節 災害医療体制の整備 第6節 研修及び訓練</p>	<p>第1 県における組織・体制の整備 第2 関係機関との連携体制の整備 第3 通信の確保 第4 情報収集・提供等の体制整備 第5 災害医療体制の整備 第6 研修及び訓練</p>	見出しの整理
目次2	第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え 2 在宅の要配慮者の対策	第3章 要配慮者(災害時要援護者)支援に関する平素からの備え 2 在宅の要配慮者(災害時要援護者)の対策	災害対策基本法改正に伴う用語の整理
目次2	<p>第1節 生活関連等施設の把握等 第2節 県が管理する公共施設等における警戒</p>	<p>第1 生活関連等施設の把握等 第2 県が管理する公共施設等における警戒</p>	見出しの整理
目次3	<p>第1節 警報の通知及び伝達 第2節 避難の指示等</p>	<p>第1 警報の通知及び伝達 第2 避難の指示等</p>	見出しの整理
目次4	<p>第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 第2節 生活関連等施設の安全確保等 第3節 NBC攻撃による災害への対処等 第4節 退避の指示及び警戒区域の設定等</p>	<p>第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 第2 生活関連等施設の安全確保等 第3 NBC攻撃による災害への対処等 第4 退避の指示及び警戒区域の設定等</p>	見出しの整理
P4 第1編 第1章 第1項	<p>県は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)や「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「事態対処法」という。)等の関連する法律、「国民の保護に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)及び徳島県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p>	<p>県は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、基本指針及び徳島県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p>	定義の追加

該当ページ	新	旧	変更の内容
P7 第1編 第2章 第1項	<p>県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の保護について留意する。</p> <p>また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>	<p>県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>	災害対策基本法改正に基づく用語の整理
P11 第1編 第3章 第1項	(削除)	(日本通運株式会社)	徳島県国民保護協議会委員の退任に伴う機関の削除
P14 第1編 第4章 第1項	<p>福 井 県 <u>786,740人</u> 三 重 県 <u>1,815,865人</u> 滋 賀 県 <u>1,412,916人</u> 京 都 府 <u>2,610,353人</u> 大 阪 府 <u>8,839,469人</u> 兵 庫 県 <u>5,534,800人</u> 奈 良 県 <u>1,364,316人</u> 和歌山県 <u>963,579人</u> 徳 島 県 <u>755,733人</u> 合 計 <u>24,083,771人</u> 徳 島 県 <u>755,733人</u> 香 川 県 <u>976,263人</u> 愛 媛 県 <u>1,385,262人</u> 高 知 県 <u>728,276人</u> 合 計 <u>3,845,534人</u> 平成27年国勢調査</p>	<p>福 井 県 <u>806,314人</u> 三 重 県 <u>1,854,724人</u> 滋 賀 県 <u>1,410,777人</u> 京 都 府 <u>2,636,092人</u> 大 阪 府 <u>8,865,245人</u> 兵 庫 県 <u>5,588,133人</u> 奈 良 県 <u>1,400,728人</u> 和歌山県 <u>1,002,198人</u> 徳 島 県 <u>785,491人</u> 合 計 <u>24,349,702人</u> 徳 島 県 <u>785,491人</u> 香 川 県 <u>995,842人</u> 愛 媛 県 <u>1,431,493人</u> 高 知 県 <u>764,456人</u> 合 計 <u>3,977,282人</u> 平成22年国勢調査</p>	統計数値の更新
P14 第1編 第4章 第1項	<p>また、本県出身者については、一般的に近畿圏に200万人が在住しているといわれている。さらに、平成28年の徳島県の人口移動状況をブロック別で見ると、転入、転出ともに近畿2府7県との間の移動が最も多く(転入が全体の25.1%、転出が29.8%)、ついで県内を除く四国4県(転入が全体の22.0%、転出が22.0%)となっており、近隣府県に、本県にゆかりのある方々が多数居住されている。</p> <p>このような現況を踏まえると、武力攻撃事態等に至らない場合であっても、事態が切迫したような状況下において、これらの本県関係者の方々が本県に移動・避難する可能性もあり、県は、市町村と連携し、このような際の対応方法についても、検討を行う必要がある。</p>	<p>また、本県出身者については、一般的に近畿圏に200万人が在住しているといわれている。さらに、平成24年の徳島県の人口移動状況をブロック別で見ると、転入、転出ともに近畿2府7県との間の移動が最も多く(転入が全体の25.7%、転出が30.3%)、ついで県内を除く四国4県(転入が全体の24.9%、転出が23.3%)となっており、近隣府県に、本県にゆかりのある方々が多数居住されている。</p> <p>このような現況を踏まえると、武力攻撃事態等に至らない場合であっても、事態が切迫したような状況下において、これらの本県関係者の方々が本県に移動・避難する可能性もあり、県は、市町村と連携し、このような際の対応方法についても、将来的には、検討を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・統計数値の更新 ・現下の状況等を考慮した文言の修正

該当ページ	新	旧	変更の内容
P14 第1編 第4章 第1項	<p>近畿2府7県とは、本県は、大鳴門橋、明石海峡大橋の開通により、結びつきを強めてきている。例えば、大鳴門橋の交通量は年々増加を続け、平成28年の日平均交通量は24,820台を数えるようになっている。なお、古くから海上交通が発達していたが、徳島県と近畿を結ぶ定期航路は、現在では和歌山－徳島のみとなっている。また、四国4県との結びつきについては、国道11号、32号、193号により香川県、国道192号により愛媛県、国道32号、55号、195号により高知県へと幹線道路が結ばれているほか、四国縦貫自動車道と四国横断自動車道により、四国4県の県庁所在地を結ぶ高速道路網の整備が進められている。県は、県境を越えた避難や救援等の国民保護措置を実施する際には、これらの交通網を利用することとなることから、近隣府県の道路等の現況を把握しておく。</p>	<p>近畿2府7県とは、本県は、大鳴門橋、明石海峡大橋の開通により、結びつきを強めてきている。例えば、大鳴門橋の交通量は年々増加を続け、平成24年の日平均交通量は23,233台を数えるようになっている。なお、古くから海上交通が発達していたが、徳島県と近畿を結ぶ定期航路は、現在では和歌山－徳島のみとなっている。また、四国4県との結びつきについては、国道11号、32号、193号により香川県、国道192号により愛媛県、国道32号、55号、195号により高知県へと幹線道路が結ばれているほか、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道が延伸されている。県は、県境を越えた避難や救援等の国民保護措置を実施する際には、これらの交通網を利用することとなることから、近隣府県の道路等の現況を把握しておく。</p>	
P15 第1編 第4章 第1項	<p>高松自動車道 121.6 徳島自動車道 徳島県 鳴門市 106.2 国道11号 275.9 国道32号 141.3 国道55号 236.3 国道192号 142.3 国道193号 159.6 国道195号 180.1 ※本州四国連絡高速道路株式会社情報開示誌2017、高速道路便覧2016、道路統計年報2016により作成</p>	<p>高松自動車道 122.2 徳島自動車道 徳島県 徳島市 95.3 国道11号 239.4 国道32号 139.9 国道55号 210.2 国道192号 138.1 国道193号 155.3 国道195号 177.7 ※四国地方整備局ホームページを参考に作成</p>	統計数値の更新
P17 第1編 第4章 第2項	<p>【旧】</p> <p>推計人口(平成24年4月1日現在)により作成</p> <p>【新】</p> <p>推計人口(平成29年1月1日現在)により作成</p>		統計データ時点の更新

該当ページ	新	旧	変更の内容
P17 第1編 第4章 第2項	<p>(2)鉄道、空港、港湾の位置等 鉄道は、吉野川に沿って東西にJR徳島線、徳島から海岸線を南下するJR牟岐線、徳島と鳴門を結ぶJR鳴門線、さらには香川県へと至るJR高徳線及びJR土讃線がある。また、阿佐海岸鉄道により海陽町と高知県東洋町が結ばれている。空港は松茂町に徳島阿波おどり空港があり、2,500mの滑走路を有し、東京(羽田)、福岡と定期路線を開いている。港湾数は12(重要港湾2、地方港湾10)あり、重要港湾である徳島小松島港の赤石地区では水深13mの大型岸壁が平成23年から供用されている。 また、生活バス路線を運行しているのは、7社及び24市町村(平成30年1月現在、民間バス会社等への依頼形態を含む。)となっている。</p>	<p>(2)鉄道、空港、港湾の位置等 鉄道は、吉野川に沿って東西にJR徳島線、徳島から海岸線を南下するJR牟岐線、徳島と鳴門を結ぶJR鳴門線、さらには香川県へと至るJR高徳線がある。 また、阿佐海岸鉄道により海部町と高知県東洋町が結ばれている。 空港は松茂町に徳島阿波おどり空港があり、2,500mの滑走路を有し、東京(羽田)、福岡と定期路線を開いている。 港湾数は12(平成24年4月現在)で、そのうち重要港湾は徳島小松島港、橘港である。岸壁は港湾管理者が管理するものの最大で、水深13m、延長260m、4万tクラスの貨物船を係留することが可能である。 また、生活バス路線を運行しているのは、9社及び24市町村(平成24年4月現在、民間バス会社への依頼形態を含む。)となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の適正化 ・誤記の修正 ・記載内容の適正化 ・現況にあわせた更新
P22 第1編 第5章 第2項	<p>・核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>・核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>防災基本計画(原子力災害対策編)の変更に基づく整理</p>
P27 第2編 第1章	<p>第1節 県における組織・体制の整備</p>	<p>第1 県における組織・体制の整備</p>	<p>見出しの整理</p>
P27 第2編 第1章 第2項	<p>県は、事態の状況に応じて適切な実施を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。 なお、徳島県国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)設置前の体制整備については、徳島県危機管理対処指針に基づき行う。 また県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。</p>	<p>県は、事態の状況に応じて適切な実施を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。 なお、県国民保護対策本部設置前の体制整備については、徳島県危機管理対処指針に基づき行う。 また県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。</p>	<p>定義の追加</p>

該当ページ	新	旧	変更の内容
P28 第2編 第1章 第2項	<p>県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ定める参集予定職員の次順位の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>なお、県対策本部の本部長(以下「<u>県対策本部長</u>という。)の代替職員については、次のとおりとする。</p>	<p>県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ定める参集予定職員の次順位の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>なお、県対策本部長の代替職員については、次のとおりとする。</p>	定義の追加
P29 第2編 第1章 第3項	特定物資の 収用 及び保管命令(国民保護法第81条第2項及び第3項)	特定物資の 収容 及び保管命令(国民保護法第81条第2項及び第3項)	誤字の修正
P31	第2節 関係機関との連携体制の整備	第2 関係機関との連携体制の整備	見出しの整理
P32 第2編 第1章 第2節	・ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	・ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	誤記の修正
P35 第2編 第1章 第3節	② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	緊急情報伝達システム「Jアラート」等の追加
P35 第2編 第1章	第3節 通信の確保	第3 通信の確保	見出しの整理
P36 第2編 第1章 第3節	市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、同報系その他の防災行政無線の整備・充実 に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる 同報系その他の防災行政無線の整備 に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	緊急情報伝達システム「Jアラート」等の追加
P37 第2編 第1章	第4節 情報収集・提供等の体制整備	第4 情報収集・提供等の体制整備	見出しの整理

該当ページ	新	旧	変更の内容
P37 第2編 第1章 第4節 第2項	県は、 事態対策本部又は緊急対処事態対策本部(以下「国の対策本部」という。) の 本部長(以下「国の対策本部長」という。) が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法をあらかじめ把握するとともに、定期的に最新の情報に更新する。	県は、 国の対策本部長 が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法をあらかじめ把握するとともに、定期的に最新の情報に更新する。	・定義の追加 ・事態対処法の改正に伴う用語の整理
P38 第2編 第1章 第4節 第3項	市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、 要配慮者 に対する伝達に配慮するものとする。	市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、 高齢者、障がい者、外国人等 に対する伝達に配慮するものとする。	災害対策基本法改正に基づく用語の整理
P42 第2編 第1章	第5節 災害医療体制の整備	第5 災害医療体制の整備	見出しの整理
P43 第2編 第1章 第6節 第2項	第6節 研修及び訓練	第6 研修及び訓練	見出しの整理
P43 第2編 第1章 第6節 第2項	1 県における訓練の実施 県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻勢等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、 消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等関係機関の連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。	1 県における訓練の実施 県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、 防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。	国民保護指針の改正に基づくNBC攻撃に備えた訓練の実施

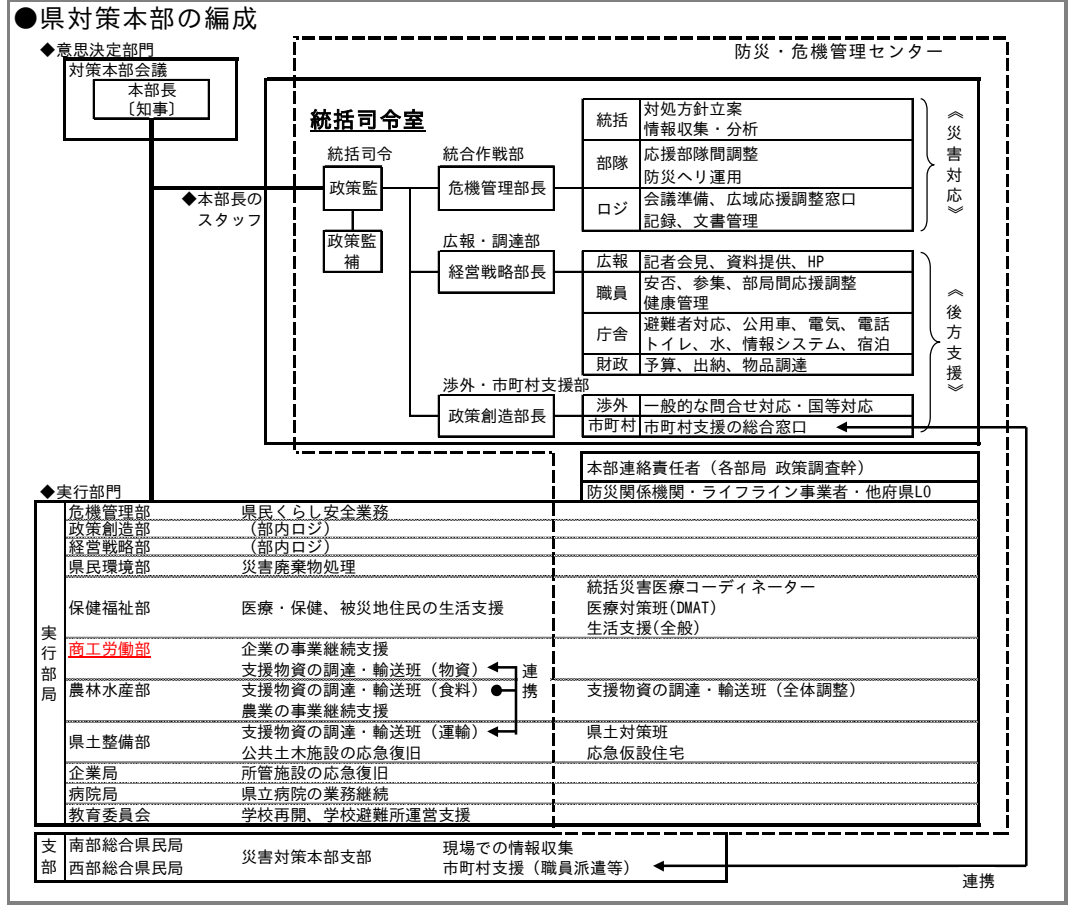
該当ページ	新	旧	変更の内容
P47 第2編 第1章 第5項	<p>② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。</p> <p>③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p> <p>⑧ 要配慮者に配慮した施設を指定するよう努める。</p>	<p>② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。</p> <p>③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p> <p>⑧ 高齢者や障がい者等要配慮者(災害時要援護者)に配慮した施設を指定するよう努める。</p>	<p>・国民保護指針の改正に基づく避難場所として地下施設の追加</p> <p>・災害対策基本法の改正に伴う用語の整理</p>
P50 第2編 第3章	<p>第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え</p> <p>県は、市町村と連携し、要配慮者に対し、武力攻撃災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制整備に必要な事項を、次のとおり定める。</p>	<p>第3章 要配慮者(災害時要援護者)支援に関する平素からの備え</p> <p>県は、市町村と連携し、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者(災害時要援護者)に対し、武力攻撃災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者(災害時要援護者)の状態に配慮した体制整備に必要な事項を、次のとおり定める。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う用語の整理</p>
P50 第2編 第3章 第2項	<p>在宅の要配慮者の対策</p>	<p>在宅の要配慮者(災害時要援護者)の対策</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う用語の整理</p>
P50 第2編 第3章 第2項	<p>市町村は、平常時より自主防災組織や民生委員等と連携して要配慮者の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握に努めるとともに、個々の要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し、民生・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、必要な支援を行い、武力攻撃災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。</p>	<p>市町村は、平常時より自主防災組織や民生委員等と連携して要配慮者(災害時要援護者)の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握に努めるとともに、個々の要配慮者(災害時要援護者)にとり適切な伝達手段を検討し、民生・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、必要な支援を行い、武力攻撃災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う用語の整理</p>
P50 第2編 第3章 第2項	<p>県、市町村は、要配慮者及びその関係者に対して、国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>県、市町村は、要配慮者(災害時要援護者)及びその関係者に対して、国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練の実施に当たっては、要配慮者(災害時要援護者)の特性に配慮し、地域において、要配慮者(災害時要援護者)を支援する体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う用語の整理</p>
P52 第2編	<p>第1節 生活関連等施設の把握等</p>	<p>第1 生活関連等施設の把握等</p>	<p>見出しの整理</p>

該当ページ	新	旧	変更の内容
P53 第2編 第4章	毒劇物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。))	毒劇物(薬事法)	薬事法の改正に伴う法律名称の変更
P55 第2編 第4章	第2節 県が管理する公共施設等における警戒	第2 県が管理する公共施設等における警戒	見出しの整理
P58 第2編 第6章 第2項	<p>県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p> <p>また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民が適切な行動をとることができるよう、市町村の協力を得つつ、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。</p>	<p>県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p> <p>また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。</p>	国民保護指針の変更に基づく適切な対処行動の周知
P64 第3編 第1章 第1項	<p>(2) 危機管理対策本部等の設置</p> <p>県は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合など、県民の生命・身体・財産に深刻な影響が生じており、県として総合的・全庁的に対処する必要があると認められる場合には、危機管理会議の招集の有無に関わらず、知事を本部長とする危機管理対策本部等を直ちに設置し、必要な初動・応急措置を実施する。</p> <p>また、武力攻撃事態等の認定が行われたが、本県に対して、本県を県対策本部を設置すべき県に指定する旨の国からの通知がない場合には、本県への影響の有無に関わらず、危機管理対策本部を自動的に設置する。</p> <p>なお、県警察においても、所要の体制を確立するものとする。</p>	<p>(2) 危機管理対策本部等の設置</p> <p>県は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合など、県民の生命・身体・財産に深刻な影響が生じており、県として総合的・全庁的に対処する必要があると認められる場合には、危機管理会議の招集の有無に関わらず、知事を本部長とする危機管理対策本部等を直ちに設置し、必要な初動・応急措置を実施する。</p> <p>また、武力攻撃事態等の認定が行われたが、本県に対して、本県を県国民保護対策本部を設置すべき県に指定する旨の国からの通知がない場合には、本県への影響の有無に関わらず、危機管理対策本部を自動的に設置する。</p> <p>なお、県警察においても、所要の体制を確立するものとする。</p>	定義の追加

該当ページ	新	旧	変更の内容
P64 第3編 第1章 第2項	<p>1 被害の最小化</p> <p>県は、危機管理対策本部等において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。</p> <p>事態認定後においては、退避の指示等の所要の国民保護措置を実施するほか、必要に応じ、本県を都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県に指定するよう国に要請する。</p>	<p>1 被害の最小化</p> <p>県は、危機管理対策本部等において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法(昭和29年法律第163号)、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。</p> <p>事態認定後においては、退避の指示等の所要の国民保護措置を実施するほか、必要に応じ、本県を都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県に指定するよう国に要請する。</p>	・誤記の修正
P65 第3編 第1章 第4項	<p>② 政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置する。</p>	<p>② 政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置する。</p>	定義の追加
P66 第3編 第2章 第1項	<p>(3) 県対策本部員及び県対策本部職員の参集</p> <p>県危機管理部は、県対策本部の本部員(以下「本部員」という。)、県対策本部職員等に対し、「すだちくんメール」等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。</p>	<p>(3) 県対策本部員及び県対策本部職員の参集</p> <p>県危機管理部は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、「すだちくんメール」等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。</p>	定義の追加
P67 第3編 第2章 第1項	<p>(6) 本部の代替機能の確保</p> <p>県は、県対策本部が被災した場合等、県対策本部を県庁内に設置できない場合には、「徳島県業務継続計画(県庁BCP)」に順じ、次に掲げる順位で県庁舎の代替施設に対策本部を設置する。</p> <p>〔第1位〕防災センター 〔第2位〕西部総合県民局美馬庁舎</p> <p>また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	<p>(6) 本部の代替機能の確保</p> <p>県は、県対策本部が被災した場合等、県対策本部を県庁内に設置できない場合には、「徳島県業務継続計画(南海トラフ巨大地震編)(県庁版BCP)」に順じ、次に掲げる順位で県庁舎の代替施設に対策本部を設置する。</p> <p>〔第1位〕防災センター 〔第2位〕西部総合県民局美馬庁舎</p> <p>また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	県の計画名称の更新

該当ページ	新	旧	変更の内容
-------	---	---	-------

P68 第3編 第2章 第1項	【旧】		組織名称等の変更
--------------------	-----	--	----------



該当ページ	新	旧	変更の内容
P68 第3編 第2章 第1項	<p>(1) 広報責任者 武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、県政広報幹が広報を一元的に行うこととする。</p> <p>(2) 広報手段 テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、すだちくんメール、県庁ホームページ、ツイッター、広報紙等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。</p>	<p>(1) 広報責任者としての広報監 県対策本部長は、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報監を指定し、広報監が広報を一元的に行うこととする。</p> <p>(2) 広報手段 テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ、広報紙等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。</p>	<p>・県の担当名称の変更</p> <p>・県の広報システムの追加</p>
P69 第3編 第2章 第1項	<p>知事は、避難住民の数が多地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地对策本部を設置する。</p> <p>県現地对策本部長や県現地对策本部員は、県対策副本部長、本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。</p>	<p>知事は、避難住民の数が多地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地对策本部を設置する。</p> <p>県現地对策本部長や県現地对策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。</p>	定義の追加に伴う用語の整理
P74 第3編 第3章 第4項	<p>1 都道府県等間の応援</p> <p>① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県等に対して応援を求める*1。</p> <p>② 県が他の都道府県等に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施(関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等)に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。</p> <p>ただし、県公安委員会が、警察法(昭和29年法律第162号)第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。</p>	<p>1 都道府県等間の応援</p> <p>① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県等に対して応援を求める*1。</p> <p>② 県が他の都道府県等に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施(関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等)に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。</p> <p>ただし、県公安委員会が、警察法(昭和26年法律第233号)第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。</p>	・誤記の修正
P78 第3編 第4章	第1節 警報の通知及び伝達	第1 警報の通知及び伝達	見出しの整理

該当ページ	新	旧	変更の内容
P79 第3編 第4章 第1節 第1項	② 県は、警報の報道発表については速やかに 行うとともに、県のホームページ (https://www.pref.tokushima.lg.jp/) に警報の 内容を掲載する。	② 県は、警報の報道発表については速やかに 行うとともに、県のホームページ (http://www.pref.tokushima.jp/)に警 報の内 容を掲載する。	県ホームページ更新に伴うアドレス変更
P82 第3編 第4章	第2節 避難の指示等	第2 避難の指示等	見出しの整理
P88 第3編 第4章 第2節 第3項	① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合 には、当初は屋内避難が指示されることから、 警報と同時に、住民を屋内に避難させることが 重要である。 このため、できるだけ、 近傍のコンクリート造り 等 の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施 設に避難させる。	① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合 には、当初は屋内避難が指示されることから、 警報と同時に、住民を屋内に避難させることが 重要である。 このため、できるだけ 近傍のコンクリート造り等 の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設 に避難させる。	国民保護指針の変更に基づく語句の整理
P93 第3編 第4章 第2節 第5項	(3) 一時集合場所及び集合方法 例)集合場所:△市△地区2-1の△市立△△小 学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、 原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転 車等を使用するものとし、 要配慮者 については 自動車等の使用を可とする。	(3) 一時集合場所及び集合方法 例)集合場所:△市△地区2-1の△市立△△小 学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、 原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転 車等を使用するものとし、 要配慮者(災害時要援護者) については自動車 等の使用を可とする。	災害対策基本法の改正に伴う用語の整理
P94 第3編 第4章 第2節 第5項	(5) 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会や近隣住民間での安否確 認、 要配慮者 への配慮事項等、集合にあたって の避難住民の留意すべき事項を 記載する。 例)集合に当たっては、 高齢者、障がい者等要 配慮者 の所在を確認して避難を促すとともに、 集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、 残留者等の有無を確認する。	(5) 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会や近隣住民間での安否確 認、 要配慮者(災害時要援護者) への配慮事項 等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事 項を記載する。 例)集合に当たっては、 高齢者、障がい者等要 配慮者(災害時要援護者) の所在を確認して避 難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごと に不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。	災害対策基本法の改正に伴う用語の整理
P94 第3編 第4章 第2節 第5項	(8) 要配慮者 への対応 要配慮者のうち、災害発生時などに 、自ら避難 することが 困難な避難行動要支援者の避難誘 導を円滑に実施するために、これらの者への 対応方法を記載する。	(8) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する 者 への対応 高齢者、障がい者、乳幼児等 、自ら避難する ことが困難な 避難行動要支援者の避難誘導を 円滑に実施するために、これらの者への対応方 法を記載する。	災害対策基本法の改正に伴う用語の整理

該当ページ	新	旧	変更の内容
P104 第3編 第5章 第4項	(1) 核攻撃等の場合の医療活動 ・ 内閣総理大臣から要請があった場合は、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所 要の防護措置を講じた上で、被ばく医療活動を実施 ・ 内閣総理大臣により、被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、汚染・被ばく患者及び被ばく 傷病者(汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。)に対する 診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、連携した医療活動を実施	(1) 核攻撃等の場合の医療活動 ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施	防災基本計画(原子力災害対策編)の変更に基づく整理
P109 第3編 第7章 第5項	市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、(削除)市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。	市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。	制度廃止による変更
P110～111 第3編 第7章	第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 第2節 生活関連等施設の安全確保等	第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 第2 生活関連等施設の安全確保等	見出しの整理
P113 第3編 第7章 第2節 第2項	【危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることができる措置一覧】 (物質の種類) 医薬品医療機器等法 (昭和35年法律第145号)第44条第1項の毒素及び同条第2項の薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。) (区分) 厚生労働大臣(医薬品医療機器等法施行令第80条 の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの) (備考) 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置は含まない。	【危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることができる措置一覧】 (物質の種類) 薬事法 (昭和35年法律第145号)第44条第1項の毒素及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。) (区分) 厚生労働大臣(薬事法施行令第15条の4 の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの) (備考) 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置は含まない。	・薬事法の改正に伴う法律名称の変更 ・事態対処法の改正に伴う用語の整理
P116 第3編 第7章	第3節 NBC攻撃による災害への対処等	第3 NBC攻撃による災害への対処等	見出しの整理
P119 第3編 第7章	第4節 退避の指示及び警戒区域の設定等	第4 退避の指示及び警戒区域の設定等	見出しの整理

該当ページ	新	旧	変更の内容
P122 第3編 第7章 第4節 第4項	【武力攻撃災害への対応の際の緊急措置】 なお、県は、これらの措置の実施により、損失が発生した場合においては、基本的人権の尊重の原則及び、国民保護法上、損失補償手続が定められていること(国民保護法第159条第1項)を踏まえ、問い合わせの対応等、権利利益の救済のため迅速な対応を行うこととする。	【武力攻撃災害への対応の際の緊急措置】 なお、県は、これらの措置の実施により、損失が発生した場合においては、基本的人権の尊重の原則及び、国民保護法上、損失補償手続が定められていること(国民保護法第159条第1項)を踏まえ、問い合わせの対応等、権利利益の救済のため迅速な対応を行うこととする。	誤記の訂正
P130 第3編 第9章 第2項	県は、地域防災計画の定めに基づいて、「 災害廃棄物対策指針(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) 」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	県は、地域防災計画の定めに基づいて、 震災廃棄物対策指針(平成10年厚生省生活衛生局作成) 等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	引用指針の名称変更
P153 第5編 第1章 第2項	知事は、緊急対処事態においては、 国の対策本部長 が攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することを踏まえ、対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し、警報の通知及び伝達を行う。	知事は、緊急対処事態においては、 国の緊急対処事態対策本部長 が攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することを踏まえ、対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し、警報の通知及び伝達を行う。	事態対処法の改正に伴う用語及び定義の変更
用語1	「 武力攻撃事態等及び存立危機事態 における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成15年法律第79号)をいう。	「 武力攻撃事態等 における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成15年法律第79号)をいう。	事態対処法の改正に伴う法律名称の変更
用語1	「 武力攻撃事態等及び存立危機事態 における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」(平成15年政令第252号)をいう。	「 武力攻撃事態等 における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」(平成15年政令第252号)をいう。	事態対処法施行令の改正に伴う法律名称の変更
用語1	国の行政機関のうち中央行政機関で、事態対処法施行令第1条で定められた機関をいう(事態対処法第2条第5号参照)。	国の行政機関のうち中央行政機関で、事態対処法施行令第1条で定められた機関をいう(事態対処法第2条第4号参照)。	事態対処法の改正に伴う引用条項の変更
用語1	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令第2条で定められた機関をいう(事態対処法第2条第6号参照)。	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令第2条で定められた機関をいう(事態対処法第2条第5号参照)。	事態対処法の改正に伴う引用条項の変更
用語2	公共的機関又は公益的事業を営む法人の中から、事態対処法施行令第3条及び「事態対処法第2条第7号に規定する指定公共機関を指定する公示」(平成16年)で定められたものをいう。	公共的機関又は公益的事業を営む法人の中から、事態対処法施行令第3条及び「事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関を指定する公示」(平成16年)で定められたものをいう。	事態対処法の改正に伴う引用条項の整理

該当ページ	新	旧	変更の内容
用語2	事態対処法第10条の規定に基づき、内閣に設置される 事態対策本部 をいう。	事態対処法第10条の規定に基づき、内閣に設置される 武力攻撃事態等対策本部 をいう。	事態対処法の改正に伴う用語の整理
用語2	「徳島県危機管理対処指針」(平成16年徳島県危機管理会議)及び「徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱」(平成16年)に基づき、県民の生命や 財産等 に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じるおそれがある危機事象に対処するため、知事を本部長として設置されるものをいう。	「徳島県危機管理対処指針」(平成16年徳島県危機管理会議)及び「徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱」(平成16年)に基づき、県民の生命や 財産等 に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じるおそれがある危機事象に対処するため、知事を本部長として設置されるものをいう。	誤記の修正